

●香川県告示第300号

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程等の一部を改正する規程

（香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程の一部改正）

第1条 香川県認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）交付規程（昭和33年告示第541号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「印」を削る。

第4号様式中「印」及び（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

（香川県認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程の一部改正）

第2条 香川県認定職業訓練助成事業費補助金（施設及び設備費）交付規程（昭和50年告示第824号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第4号様式及び第5号様式中「印」を削る。

第6号様式中「印」及び（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

（香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）交付規程の一部改正）

第3条 香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練体制整備費）交付規程（平成29年告示第204号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「印」及び（注）を削る。

第3号様式及び第4号様式中「印」及び（注）2を削り、各様式中（注）1を（注）とする。

（香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程の一部改正）

第4条 香川県認定職業訓練助成事業費補助金（訓練生県内定着費）交付規程（平成29年告示第205号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削る。

第2号様式中「印」及び（注）を削る。

第3号様式中「印」及び（注）3を削る。

第4号様式中「印」及び（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規程に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。